

女性に対する暴力をなくす運動

被害者のいない社会を目指して

11月12日(日)～25日(土)は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。これに合わせ、全国一斉に法務局職員や人権擁護委員が相談に応じます。悩みを抱え込まず、気軽に相談してください。

また、期間中にDV・児童虐待予防セミナーが開催されます。

女性の人権ホットライン

日時 11月13日(月)～19日(日) 午前8時30分～午後7時(18日(土)・19日(日)は午前10時～午後5時)

内容 配偶者などからの暴力やストーカー被害など、女性の人権問題に関する相談

電話番号 0570・070・810

千葉県女性サポートセンター

日時 24時間 年中無休

内容 配偶者などからの暴力や家庭・生活などに関する電話相談

電話番号 043・206・8002

DV・児童虐待予防セミナー

参加するには事前に申し込みが必要です。11月9日(木)までにFAXまたはEメールで住所・氏名・性別・電話番号・手話通訳の利用の有無・セミナーを知ったきっかけを県男女共同参画課(FAX 043・222・0904 Eメール kyodo3@mz.pref.chiba.lg.jp)へ(手話通訳が必要な場合は2日(木)まで)。参加費は無料です。

女性向け予防セミナー

日時 11月16日(木) 午前11時から
会場 〇Hall(きぼーる)3階(千葉市)

テーマ 幸せ夫婦リメイク講座～不幸予防はじめませんか？

講師 赤星たまこさん(漫画家)
定員 255人(応募者多数は抽選)

男性向け予防セミナー

日時 11月17日(金) 午後6時30分

から

会場 千葉商工会議所(千葉市)

テーマ 「DVなんて他人事」に

ひそむ危険を知っておきたい

DV・児童虐待の基礎知識

講師 松野真さん(昭和学院短期

大学準教授)、高品登美子さん

(県障害者福祉推進課副課長)

定員 90人(応募者多数は抽選)

※くわしくは相談については各窓

口へ。セミナーについては県男

女共同参画課(☎043・22

3・2376)へ。

中小企業資金融資制度

活用してください

対象 中小企業者、新たに事業を始める人

資金の種類と限度額

○季節資金：300万円

○一般事業資金・環境経営支援資

金：設備3、000万円・運転

1、500万円

○事業転換資金・創業支援資金：

設備1、500万円・運転75

0万円

○小口零細企業保証制度事業資金

：設備・運転750万円

利率(年率)

○季節資金

・6カ月以内：1・8%(実質自

己負担率0・1%)

○一般事業・環境経営支援・小口

零細企業保証制度事業資金

・1年以内：1・9%(実質自己

負担率0・1%)

・1年を超え3年以内：2・2%

(実質自己負担率0・4%)

・3年を超え5年以内：2・3%

(実質自己負担率0・5%)

・5年を超え7年以内：2・55%

(実質自己負担率0・6%)

・7年を超え10年以内：2・8%

(実質自己負担率0・7%)

○事業転換資金・創業支援資金：

利率はほかの資金と同率、実質

自己負担率はほかの資金の半分

※くわしくは商工課(☎20・16

22)へ。

ちばの直売所フェア

スタンプラリーで農産物などを

地域の農林水産物を知ってもらうため「ちばの直売所フェア」が

開催されています。

期間中は直売所を対象としたス

タンプラリーが行われ、各直売所

にある応募はがきに、2カ所以上

のスタンプを押し応募すると、

抽選で県産農林水産物などが当た

ります。

期間 11月30日(木)まで

市内の参加店 成田市産直組合

「産直館」、ちばマルシェ空の

駅、印旛沿漁協直営レストラン

水産センター、JA成田市農産

物直売所、空の駅さくら館、直

売所しもふさ、北須賀直売所ま

こも

※くわしくは県流通販売課(☎0

43・2223・2963)へ。



新鮮な農産物を販売

市長日誌



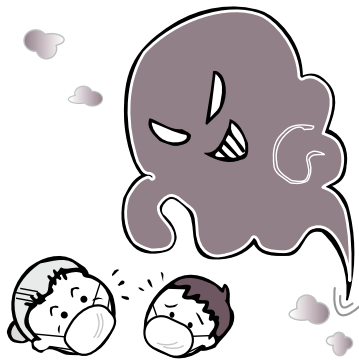
10月1日～15日

1日	赤い羽根共同募金 街頭募金出陣式 国際市民フェスティバル・子どもまつり
5日	千葉県商工会青年部連合会・女性部連合会組織化50周年記念式典
6日	獣魂祭
7日	成田スポーツフェスティバル 中台地区敬老会 大利根・小御門地区敬老会
8日	中郷地区敬老会
9日	公津地区敬老会 総合計画審議会
10日	都市計画審議会 公設地方卸売市場運営審議会
11日	千葉県安全で安心なまちづくり旬間合同防犯キャンペーン
14日	健康・福祉まつり NARITA花火大会in印旛沼



スポーツフェスティバルで応援(7日)

PM2.5の注意喚起



大気中に気体のように浮遊している微粒子のうち、粒径2・5マイクロメートル以下のものをPM2・5(微小粒子状物質)といいます。PM2・5は粒径が小さいことから、肺の奥深くまで入りやすく、健康へさまざまな影響を及ぼす可能性があります。

意が喚起された場合は、防災行政無線やなりたメール配信サービスでお知らせします。その際は、外出や屋外での長時間の激しい運動を控える、呼吸器系や循環器系の疾患のある人、子ども、高齢者は特に注意するなど対応をお願いします。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

冬期の大気汚染防止 車の使用と暖房は控えめに

冬期は大気がよくみ、汚れやすくなります。大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減のため、次のことを心掛けましょう。

- 公共交通機関の積極的な利用
- 車の使用時はアイドリング・ストップなどのエコドライブ

○暖房温度は20℃を目安に設定

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

都市計画

関係図書を縦覧

地区計画の変更を10月27日(金)に告示しました。関係図書を次の通り縦覧できます。

場所Ⅱ都市計画課(市役所5階)
内容Ⅱ大学医学部付属病院地区地区計画

※くわしくは都市計画課(☎20・1560)へ。

市立図書館

休館のお知らせ

市立図書館の蔵書点検・電気設備

備工のため、11月13日(月)～20日(月)の間、図書館本館・分館・公民館図書室は休館となります。

期間中は、ブックポストも使用できませんのでご注意ください。

※視聴覚サービスセンターは通常通り業務を行います。くわしくは市立図書館(☎27・2000)へ。

税を考える週間

税務署の取り組みを紹介

11月11日(土)～17日(金)は「税を考える週間」です。

税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で、国税庁の取り組みなどを分かりやすく最新のデータで紹介するほか、税務職員の業務を映像で紹介しています。

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

成田市民憲章の推進

5カ条の精神を未来へ

「成田市民憲章」は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ照

和46年11月3日に制定されました。「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神を未来へ継承していきましょう。

成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたくしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたくしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

- 一 親切な心で平和な成田をつくりましょう。
- 一 よろこんで働き豊かな成田をつくりましょう。
- 一 きまわりをまもり住みよい成田をつくりましょう。
- 一 自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう。
- 一 若い力をそだて明るい成田をつくりましょう。

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

動物による危害防止対策強化月間

飼い主はマナーを守って



ペットは大切な家族です

動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

- 犬を飼うときは必ず登録し、狂犬病予防注射を毎年受けさせる
- 犬の放し飼いはしない
- 犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中に排せつ物は持ち帰る
- 猫は室内で飼う
- 動物に迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする
- 猿・蛇・ワニなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の

許可を得る

捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で100万円以下の罰金が科せられます。捨てられて保護された犬・猫は、引き取る人がいないと処分されます。ペットは責任をもって最期まで面倒を見ましょう。
 ※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

労働保険適用促進強化期間

事業主の皆さんへ

労働者を1人でも使用する事業主(農林水産業の一部を除く)は、労働保険(労災・雇用保険)への加入が法律で義務付けられています。まだ加入していない事業主は、手続きをしてください。

※くわしくは千葉労働局労働保険徴収課(☎043・221・4317)へ。

ウォームビズ

市役所で省エネ対策

市では、11～3月に、省エネ対策としてウォームビズ(室温20℃

を目安とした空調の稼働、フリースなどの重ね着や膝掛けなどを活用した過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

年末調整説明会

給与事務担当者へ

平成29年分の年末調整と法定調書・給与支払報告書について説明会が開催されます。

日時 11月10日(金) 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分
 会場 中央公民館講堂

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)または市民税課(☎20・1513)へ。

犯罪被害給付制度

遺族などへの支援

犯罪被害給付は、通り魔殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や、身体に重大な危害を受けるなどした被害者に対し、国が給付金を支給する

制度です。

また、市では「成田市犯罪被害者等支援条例」に基づき、支援金を支給しています。

※くわしくは県警察本部警務課犯罪被害者支援室(☎043・201・0110 内線2702)へ。条例については交通防犯課(☎20・1527)へ。

排水設備の清掃・点検

訪問セールスにご用心

「市役所から紹介されて排水設備の清掃・点検に来た」と家庭を訪問し、不要な契約や金銭を求める業者が見受けられます。

市では業者のあっせんは行っていません。市から業務を委託された業者は、市発行の身分証明書を携帯しています。訪問セールスで不審に感じたら、下水道課(☎20・1553)へ連絡してください。
 ※くわしくは回課へ。

個別的労使紛争のあっせん

労働委員会が応じます

県労働委員会では、個々の労働

者と使用者との間で生じた解雇・

パワハラ・労働条件の不利益変更などの労働関係のトラブルについて、双方の歩み寄りによる円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

あっせんは無料で、労働者、使用者どちらからでも申請できますので、気軽に相談してください。
 ※くわしくは県労働委員会事務局(☎043・223・3735)へ。

標準営業約款制度

Sマークが目印です

標準営業約款(Sマーク)は、

法律で定められた消費者擁護のための制度です。店頭でSマークを掲げている理容店、美容室、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店は、厚生労働大臣認可の約款に従って営業している安全・清潔・安心な信頼できる店舗です。
 ※くわしくは千葉県生活衛生営業指導センター(☎043・307・8272)へ。

